

募集

市営住宅の入居者を募集します

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

市営住宅の入居者を次のとおり募集します。

対象者

- ・ 次の条件を全て満たす人
- ・ 現に住宅に困窮していることが明らかなる人
- ・ 市内に住所または勤務場所を有する人
- ・ 同居の親族または同居しようとする親族がいる人（事実上婚姻関係にある人や婚約者を含む）
- ※一定の条件を満たす場合、単身入居も可能です。詳しくは建築住宅課までお問い合わせください。
- ・ 市町村税などを滞納していない人
- ・ 世帯の月額所得が基準の範囲内であること
- ・ 申込者または同居親族が暴力団員でないこと

入居予定時期 3月中旬

必要書類

- ・ 申込書および申立書など（建築住宅課、各支所にあります）
- ・ 入居予定者全員の住民票上の人
- ・ 所得証明書（学生を除く15歳以上の人）
- ・ 完納証明書（申込者のみ）

提出先 建築住宅課（郵送不可）

申込書配布・受付期間

2月1日（水）～15日（水）
午前8時30分～午後5時
※土日、祝日を除く

団地名（所在）	棟号室	間取り・構造	建設年度	使用料 ※入居する人の所得に応じて決定します	駐車場 使用料	共益費
神原団地 （高瀬町下勝間）	C-201	3DK 中層耐火3階建 水洗トイレ	2階	平成4年度 17,400円～34,100円	1台につき 2,000円	自治会管理
西野団地 （詫間町詫間）	A-201	3DK 中層耐火3階建 水洗トイレ	2階	平成7年度 19,200円～37,800円	1台につき 2,800円	3,400円
宮尾団地 （財田町財田中）	107	3LDK 耐火2階建 水洗トイレ	2階	平成4年度 20,400円～40,000円	—	自治会管理

※エレベーター無し

めざせ 男女共同参画社会

ポジティブ・アクション

「ポジティブ・アクション」とは、企業が男女労働者の「差」を解消するために、自主的かつ積極的に取り組むことである。

日本には未だ性別による役割分担を行う習慣が根付いており、女性の活躍機会が少ないと言われていています。

企業における、男女労働者の「差」には、次のようなことが例として挙げられます。

- ・ 仕事における固定的な男女の役割分担
- ・ 過去の経緯や習慣から、採用や給与、昇進・配属などに差を設ける
- ・ このような「差」に企業が自ら気づき、改めていくための積極的な取り組みが重要です。
- ・ ポジティブ・アクションに取り組みやすい環境にすることで女性職員のキャリア意識が上がり、離職を防ぐ効果が生まれます。人材不足の解消や優秀な人材の確保につながり、働きやすく長く活躍できる社員が増えることで、生産性や企業イメージも向上します。

市審議会の女性委員比率

本市における各種審議会などの女性委員比率は、次の表のとおりです。

令和4年度	令和3年度	令和2年度	女性比率	委員総数	うち女性委員数
25.6%	25.2%	22.5%		667人	595人
				171人	150人

※令和4年4月1日現在

▼問い合わせ
人権課 ☎73-3008



健康

後期高齢者医療制度からのお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014 県後期高齢者医療広域連合 ☎087-811-1866

負担区分と自己負担限度額

負担区分	対象者	自己負担限度額 （年額）
3割	現役Ⅲ 課税所得690万円以上の人	212万円
	現役Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満の人	141万円
	現役Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満の人	67万円
1割	一般 自己負担「1割」で、区分Ⅰ、区分Ⅱのいずれにも該当しない人	56万円
	区分Ⅱ 同じ世帯の全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない人	31万円
	区分Ⅰ 同じ世帯の全員が住民税非課税で、所得0円または老齢福祉年金受給者の人（年金の所得は、控除額80万円として計算）	19万円

支給対象

世帯内で同一の医療保険の加入者について、1年間（令和3年8月1日～令和4年7月31日）に「医療保険」と「介護保険」の両方にかかった自己負担の合計が、自己負担限度額（年額）を超えた場合

高額医療・高額介護合算療養費の支給

医療と介護両方の負担が長期に渡って継続的に重複している場合の負担軽減を図る制度が、高額医療・高額介護合算療養費制度です。

※自己負担額から限度額を差し引いた額が、501円以上の人を支給します。

※対象と見込まれる人へ、申請書を2月末頃発送予定です。

※現在2割負担（一般Ⅱ）に該当する人は、令和4年7月31日時点での負担区分で適用されます。

申請に必要なもの

- ・ 被保険者証（後期高齢者医療と介護保険の両方）
- ・ 振込口座の分かるもの（被保険者本人以外の口座への振り込みは委任状が必要）
- ・ 年齢到達や転居などにより保険者の変更があれば、前保険者の発行した自己負担額証明書が必要な場合があります。

申請先 健康課、各支所

葬祭費を支給しています

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に葬祭費3万円を支給しています。

※葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給できません。早めに申請しましょう。

申請に必要なもの

- ・ 葬祭を行った人の氏名などを確認できる書類（会葬礼状、火葬許可証、葬儀の領収書など）
- ・ 葬祭を行った人の預金通帳など口座番号と名義を確認できるもの
- ※葬祭を行った人以外の申請・受領の場合には委任状が必要です。

申請先 健康課、各支所

健康

知っていますか、帯状疱疹

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

帯状疱疹は、子どもの頃にかかった水ぼうそう（水痘）の原因「水痘・帯状疱疹ウイルス」が引き起こす病気です。水ぼうそうが治った後も、ウイルスは体内に潜んでいます。加齢、疲労、ストレスなどで免疫力が低下するとウイルスは再び目覚め、帯状疱疹として発症します。

症状

初期では「ピリピリ」「ズキズキ」といった痛みやかゆみが体の左右どちらかに生じ、その後水ぶくれを伴う発疹が帯状に現れます。強い痛みとなる場合もあります。

予防接種

帯状疱疹の予防には、50歳以上を対象にした2種類のワクチンがあります。任意予防接種で全額自己負担になりますので、医療機関に直接お問い合わせください。

※帯状疱疹ワクチンの定期予防接種化については、国の審議会で議論が行われています。現在、市では接種にかかる費用の助成はありません。

帯状疱疹にならないために

免疫力を維持するためには、日頃の体調管理が重要です。バランスの良い食事、質の良い睡眠、適度な運動など、ストレスを溜めない規則正しい生活を送りたいです。

